

令和8年（2026年）10月8日

札幌市長 秋元 克広 様

札幌市入札・契約等審議委員会
委員長 岸本 太樹

再苦情申立てに係る意見書について（通知）

令和8年8月20日付で株式会社あかりみらいから提出のあった「入札参加資格判定に再苦情申立書」について、札幌市入札・契約等審議委員会要領（平成26年10月9日財政局契約管理担当局長決裁）第2条第3号及び札幌市入札及び契約の過程等に関する再苦情処理要綱（平成22年8月3日財政局理事決裁。以下「再苦情処理要綱」という。）第5条の規定に基づき、別紙のとおり意見書を送付します。

なお、当意見書には、再苦情処理要綱第5条第2項に基づく是正のための措置を示しておりますので、同要綱第6条の規定に基づき、本通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、講じようとする措置の概要を、当委員会及び申立人に対して通知するようお願いいたします。

記

- 1 意見書
別紙のとおり

- 2 措置の概要を通知する期限
本通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内

意見書

1 関係人

- (1) 再苦情申立人（以下「申立人」という。）
株式会社あかりみらい 代表取締役 越智 文雄
- (2) 契約担当課
札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課

2 申立人の求める判断

契約担当課が行った「札幌市市有施設照明LED化事業（文化・福祉施設ほかブロック）ほか2件」（以下「本事業」という。）の公募型企画競争における参加資格判定に対し、次の判断及び措置を求める。

- (1) 様式4-1に「リース又は工事」とあるにもかかわらず、担当者が一転してリース実績を除外した指示に対する正当性の判定
- (2) 申立人が提出した工事实績書類を、要件を満たさないと判断されるべき内容か否かについての第三者の判定
- (3) 本公募の中止及び再公示

3 事案の概要

- (1) 令和8年7月1日、契約担当課は、本事業の公募型企画競争について告示を行った。
- (2) 令和8年7月14日、申立人は参加表明書等の提出において、指定様式に基づきリース案件を含む実績一覧表を提出した。契約担当課は、様式の誤記を認識し、申立人に謝罪し、リース実績を除く旨の説明を行った。
- (3) 令和8年7月16日、申立人は、工事契約案件としての契約実績書類（工事請負契約書、実績一覧表、試算表等）を提出した。
- (4) 令和8年7月17日、契約担当課は、提出された工事請負契約書と実績一覧表について、契約日・契約金額が相違していること、電子契約締結の際の電子証明書等について修正等を求めた。申立人は、修正した実績一覧表及び電子証明書等を提出した。
- (5) 令和8年7月21日、契約担当課は、提出された試算表にリース料率に関する記載があり、工事契約の実績か判断ができないため、申立人に対して仕様書や積算書などの契約書類を提出するよう求め、申立人は、リース料率に関する記載は提案時のものであり、実際は工事で施工していると回答し、契約担当課は、発注時に交わした仕様書や設計書などの契約書類を提出するよう求めた。
- (6) 令和8年7月23日、申立人は、修正した試算表、施工計画書、請求書、入出金明細及び工事発注元からのメールを提出した。契約担当課は、提出された試算表が工事の1年以上前の日付のものであることから、申立人に対して契約締結時に交わした仕様書や設計図書などの契約書類を提出するよう指示した。

- (7) 令和8年7月24日、申立人は、日付を修正した試算表を提出した。契約担当課は、試算した資料ではなく、最終的に確定した施工台数を確認できる工事請負契約締結時の仕様書、設計内訳書、図面の照明器具数と施工内容がわかる部分の書類を提出するよう依頼した。
- (8) 令和8年7月27日、申立人は、器具明細を提出した。契約担当課は、当該明細について、タイムスタンプ等により電子契約の添付書類であると客観的に判断できる書類を提出するよう依頼した。
- (9) 令和8年7月28日、申立人は、既に提出した以外に提出できるものはないと回答するとともに、施設資料の開示と企画提案書の提出期限を延ばすよう契約担当課へ依頼した。契約担当課は、参加資格を満たしていることを確認できないため、施設資料の開示はできないこと及び提出期限の延長はできない旨を回答した。
- (10) 令和8年7月29日、申立人は、どのような書類を提出すれば良いかを確認し、契約担当課は、契約締結時に交わされた契約書及びそれと一体性が客観的に証明できる添付書類（仕様書、設計書、内訳書等）であると回答した。
- (11) 令和8年8月3日、申立人は、「札幌市入札及び契約の過程に関する苦情処理要綱（平成14年12月24日財政局理事決裁）」に基づく苦情申立てを行った。
- (12) 令和8年8月10日、契約担当課は、申立人に対し「入札参加資格判定に係る説明書」を送付した。
- (13) 令和8年8月20日、申立人は、札幌市入札・契約等審議委員会（以下「委員会」という。）に対し、「札幌市入札及び契約の過程等に関する再苦情処理要綱（平成22年8月3日財政局理事決裁。以下「再苦情処理要綱」という。）」に基づく再苦情の申立てを行った。

4 争点

本件申立ての争点は、次のとおりである。

- (1) 提案説明書と申請様式（様式4-1）の間で「リース」の記載が不統一である形式上の不備が存在する中で、契約担当課が「リース契約」による実績を本事業の参加資格要件として認めなかったことは妥当か。
- (2) 申立人が提出した工事請負実績の書類について、客観的に実績を検証できないとして参加資格を認めなかった契約担当課の判断は妥当か。
- (3) 本公募の中止及び再公示を求める申立人の主張は認められるか。

5 争点に係る主張

上記4の争点に関する申立人、契約担当課の主張は、次のとおりである。

- (1) 争点(1)について

ア 申立人の主張

様式には「リース又は工事」と明記されており、ホームページ上も同様の様式が掲載されているにもかかわらず、担当者が一転してリース除外を指示したことは恣意的な判断である。

イ 契約担当課の主張

告示において調達案件の仕様等を「提案説明書及び仕様書による」と定めており、同説明書等において参加資格要件を「ESCO事業の実施実績」又は「大規模な照明設備LED化工事（1件当たり500台以上、元請に限る）」と規定していることから、申請様式よりも提案説明書及び仕様書の規定が優先される。

(2) 争点(2)について

ア 申立人の主張

契約担当課の指示に従いリース以外の工事契約案件の書類を提出したにもかかわらず、書類の形式論に終始し不適合とした判定は、恣意的な行為である。

イ 契約担当課の主張

応募条件に係る実績は、それを客観的に確認できる契約書類（仕様書、設計内訳書、図面等の抜粋など）により判断するものである。申立人から提出された試算表や器具明細等では、提出済みの工事請負契約書に付属する書類であるという事実が確認できず、提出期限においても客観的に確認できる書類が提出されなかったため、実績を検証することができなかった。参加資格を満たすことを検証するための書類提出を求めることは、発注者としての正当な審査手続である。

(3) 争点(3)について

ア 申立人の主張

一連の契約担当課の恣意的な対応により、申立人を意図的に排除してプロポーザルに参加させない判定をしたことは公正な入札と著しく乖離したものであり、本公募の中止並びに再公示を求める。

イ 契約担当課の主張

本事業に係る手続については、告示及び提案説明書の内容に則り運用しているものであり、中止又は再公示をする必要があるとは考えていない。

6 委員会における検討

委員会は、申立人の本申立てを受理し、苦情に関する検討のため、令和8年9月15日及び同月25日に委員会を開催した。

なお、申立書本文において触れられている、特定業者との馴れ合い・癒着の有無等や職員の処分を求める主張については、本委員会の審議対象外であるため、本件参加資格判定の適否及び手続の妥当性に限って審議を行った。

7 委員会における結論

本件再苦情申立ての一部を認める。

本事業の参加資格要件そのものが告示及び提案説明書において定められていることを踏まえれば、これらに基づく申請様式に記載の不一致があったとしても、要件の根拠である提案説明書の規定に基づき判定を行うこと自体には合理的な理由がある。

また、本事業の提案説明書において参加資格要件がESCO事業の実施実績又は工事請負実績等と規定されていることに照らせば、本事業の確実な施工管理や安全管理等の観点から、契約担当課がリース実績を除外して工事請負実績を求めた運用自体には合理的な理由があり、妥当であると認められる。

さらに、申立人が提出した書類からは客観的に工事請負実績を検証できなかったとする判定にも合理性が認められることから、申立人を「参加資格なし」とした結果自体は妥当である。

ただし、市ホームページ上の申請様式において誤って「リース又は工事」と表記されていた点については、参加希望者に誤解を与える形式上の不備があったと認められる。

8 当該結論に至った理由

(1) 争点(1)について

契約担当課が市ホームページ上の様式において誤って「リース又は工事」と記載していた点は、参加希望者に誤解と混乱を生じさせるものであり、配慮を欠くものであったと認められる。

しかしながら、本事業の参加資格要件は告示及び提案説明書において定められており、申請様式はこれらに基づく提出書式であることから、要件の確認にあたっては提案説明書の規定が優先されるべきである。

さらに、本事業が約1,000施設の照明器具約75,000台を対象とし、高度な施工管理や安全管理等を要する大規模な省エネルギー改修事業であることに鑑みれば、現場での直接的な施工管理や安全管理を含めた履行能力を客観的かつ厳正に確認及び評価する観点から、契約担当課が「請負工事の実績」を求めた運用自体には正当な理由が存在し、妥当である。

(2) 争点(2)について

申立人が提出した実績確認資料について、①提出された工事請負契約書本体には具体的な施工台数や内容を明記した仕様書等の契約付属書類が添付されておらず、電子契約のタイムスタンプや電子署名により一体性を確認できる添付書類の提出もなされなかったこと、②補正指示に応じて提出されたシミュレーション試算表は、リース料率の記載消去や日付変更など不自然な修正が重ねられた疑いがあること、③併せて提出された発注者メールや施工工事計画書上の工期及び依頼時期が契約書上の工期と乖離しており相互の整合性を欠くこと、さらに、④申立人が公的機関（北海道）に提出した建設業許可に係る変更届出書において、当該契約時期を含む過去3年間の工事实績が「実績なし」と届け出られていることなど、総合的に見て客観的な工事請負実績の存在を裏付ける証明力を欠くものであったと認められる。

したがって、提出書類の客観的信頼性を審査した結果、応募条件である「照明器具一体で500台以上の工事实績」を検証できなかったとして、申立人を「参加資格なし」と判定した契約担当課の判断には、見過ごしがたい過誤や考慮の欠落等は認められず、発注者としての正当な審査手続として合理性が認められる。

(3) 争点(3)について

契約担当課の参加資格判定結果に違法及び不当な点は認められないことから、様式の誤記という形式上の不備のみをもって、公募手続全体を中止又は再公募する理由は認められない。

9 是正措置

再苦情処理要綱第5条第2項の規定に基づき、入札等の告示を行う場合においては、各種書類間で記載の不一致が生じないように、事前の確認体制を徹底することを市長に対して是正措置として求める。